

平成25年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会議事録

1 日 時：平成25年5月2日（木）

10時00分～11時15分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 千鳥

3 出席者：（委員） 立本会長、寺嶋委員、羽染委員、杉田委員、三澤委員、
畑中委員

（事務局）神崎資源循環部長、大塚産業廃棄物指導課長、

塚原課長補佐、木村係長、關主事、松本技師、岡本技師

（申請者）株式会社ティーワン 鈴木氏他4人

4 議題

- （1）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について
- （2）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する答申について
- （3）その他

5 議事概要

- （1）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について
申請者から、「委員意見に対する申請者回答」の資料に基づき説明があり、その後、質疑応答を行った。
- （2）産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する答申について
事務局から答申別紙(案)を説明し、その後、内容の検討を行った。
- （3）その他
資料の誤りについての指摘。

6 会議経過

1. 開 会

【司会（木村産業廃棄物指導課係長）】 定刻となりましたので、ただいまより、平成25年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物指導課の木村です。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着席して進めさせていただきます。

2. 挨拶

【司会】 会議に当たりまして、資源循環部長の神崎より、ご挨拶申し上げます。

【神崎資源循環部長】 改めまして、皆さん、おはようございます。私、新任の資源循環部長、神崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙な中、また、遠方より当審議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、日ごろより、本市の廃棄物行政にさまざまな形でご尽力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼申し上げます。

本日の審議会の議題でございますけれども、次第でございますように、前回に引き続きまして、ティーワンの産業廃棄物処分場の変更許可申請に対するご審議をいただくことといたしております。それぞれのご専門のお立場から、本件が生活環境の保全上、適正な配慮がされているかという視点からご審議をいただくことをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、開会に当たり、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 次に、年度がかわりまして第1回目の審議会となりまして、4月の人事異動によりまして、私ども事務局職員も変わっております。このため、議事に入る前に事務局の紹介から入らせていただきます。

先ほどご挨拶させていただいた資源循環部長の神崎です。

【神崎資源循環部長】 よろしくお願いいたします。

【司会】 産業廃棄物指導課長の犬塚です。

【犬塚産業廃棄物指導課長】 よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく課長補佐の塚原です。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 塚原でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく主事の關です。

【關産業廃棄物指導課主事】 關です。よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく技師の松本です。

【松本産業廃棄物指導課技師】 松本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく技師の岡本です。

【岡本産業廃棄物指導課技師】 岡本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 よろしくお願ひいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、本日の会議次第、A4、1枚のものです。席次表、同じくA4、1枚になります。あと、水色のファイルでお配りしてごさいます資料1の計3部になります。不足等ごさいませんでしょうか。

本日の会議につきましては、千葉県廃棄物処理施設設置等審議会設置条例第5条第2項に、審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないと規定がありますが、本日は、委員6名全員の方が出席をいただいておりますので、当会議は成立しております。

なお、千葉県情報公開条例第25条の規定で、審議会につきましては原則公開とされておりますので、本会議も公開いたします。また、議事録についても、公開したいと思いますので、その旨ご了承いただきたいと存じます。

では、立本会長へ議事の進行をお願いしたいと思います。立本会長、よろしくお願いいたします。

3. 議 事

(1) 産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について

【立本会長】 お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、議事を進めたいと思います。本日は、大きく2つ議事がございまして、1つは、産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に対する意見について、2つ目としまして、同じく処分場の変更許可に対する答申の（案）まで行けばいいと思いますけれども、大きく2つ用意しております。

それでは、1つ目の議題でございます産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請に関する意見についてでございますけれども、事務局からご説明をお願いいたします。

【大塚産業廃棄物指導課長】 産業廃棄物指導課長の長でございます。着席して説明させていただきます。平成25年3月に開催されました第2回の審議会及びその後の委員の皆様からご意見をいただきましたが、今回は、申請者に対するご意見のみいただきましたので、申請者のほうから説明させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【立本会長】 よろしゅうございますね。どうぞ。

【大塚産業廃棄物指導課長】 それでは、申請者よりご説明をお願いいたします。

【申請者（鈴木氏）】 説明をさせていただきます。設計等申請業務を担当しております鈴木と申します。前回、審議会の中で、そのものを含めて4項目、質問が出ております。他法人が残した中間処分場の残存堆積物の性状分析をやるのか。この件につきましては、地権者の方に、私どもも頼まれておりますので、私どものほうで処理したいと思っているんですけども、その際に性状分析は行うのかということと、改めてその内容について、一度中間処理業者にお願いしたほうがいいんじゃないかという話がありました。

それと、もう一点、前回、この場で明確にお答えすることができなかつたんですけども、既設観測井No.3で、硬度がちょっと上がっているという形で、それについて今回お答え申し上げたいと思います。それと、地下水の水質維持管理、それをどのような体制でやっていくか、ご説明したいと思います。もう一点、放射性物質に汚染されたものの取り扱い、それについての回答をしたいと思います。それでは、回答を担当の小村のほうから、よろしく申し上げます。

【申請者（小村氏）】 小村です。私のほうからご説明いたします。まず、ご提出いたしました資料としましては、まず1ページで、ご意見の隣接する残存中間処理場の残存廃棄物の性状調査の件、あと、既存の増設分の処分の5品目の、今後どうするのかという点につきましてのご質問に対する回答を1ページにしております。

2ページで、3月11日の観測井No.3についてのご意見についての回答を、2ページで硬度、あと法定に基づく安定型最終処分の受入品目の変遷について、あと、水道基準の設定の根拠。

3ページにつきましては、電気伝導率と計画地周辺井戸への影響につきまして。

4ページに、地下水質の監視の項目について。

資料としまして、一番最後のページで、A3で地下水の推定流向というのを載せておりまして、最初が、全体の5,000分の1の地形図です。これにつきましては、平成18年1月現在のものです。あとは2,500分の1で尺度を変えておりまして、高度関係が、標高がはっきりわかるものを示しております。

次に、5ページで、放射性物質の関連のことをご回答しております。

資料のところ、環告169号の特定一般廃棄物の内容、それから環告170号で、特定産業廃棄物の規定の件。

それから、一番最後の資料で、安定型最終処分場の維持管理基準の一覧というようなレイアウトにしております。

では、1ページからご説明いたします。まず、隣接する残存廃棄物関係のところですけども、一応、性状調査は実施いたします。調査方法につきましては、ここに書いてありますマニ

ュアルを参考に湿ベースで組成分析を行いまして、調査結果は市のほうにご報告いたします。

残存堆積廃棄物の分別につきましては、中間処理業者の協力を得まして、現地で行うことを考えておりまして、現地で処分可能物とできないものを分別したいと考えております。

次に、2ページに移ります。2ページにつきましては、3月11日の観測井No.3の調査結果についてのご質問がありました。まず、硬度につきましてはですけれども、再調査を行いましたけれども、やはり前は460、今回行いましたが480で、ほぼ同等な結果でした。これについての影響の考え方なんですけれども、搬入物で石膏ボードを搬入した経緯がございまして、つきましては、下のところで受入品目の変遷というような形で載せているんですけれども、現状では搬入禁止になっておりますが、旧の施設の稼働時につきましては、搬入可能物というような取り扱いになっていた影響で、カルシウム、硬度の影響が出たのではないかと考えております。

2ページの下の方に載せておるんですけれども、安定型最終処分場の受入品目についての変遷ですけれども、平成10年6月に紙付きの石膏ボードだけは禁止しますというような形があります。平成18年には、廃石膏ボードの受け入れが全面的に禁止になっておりまして、その期間中には、既存の処分場には石膏ボードが搬入されておりました。そういう関係で、現地視察のときに、硫化水素臭がするというようなご指摘を受けたんですけれども、これについては、多分石膏ボードのCaSO₄のSO₄のところからH₂Sが出た可能性があると考えております。ですから、陰イオンの硫酸イオンがあればカルシウムイオン、陽イオンのこれも存在すると考えておりますので、その辺で硬度が高くなったのではないかと考えております。

次に、3ページの電気伝導率につきましては、カルシウム等の影響を考えております。

次に、一番下の計画地周辺井戸への影響についてですけれども、本事業では関係法令を遵守して行うため、周辺井戸への影響はないと考えております。参考までに、資料として、一番最後のA3のページで、これは自由地下水の考え方なんですけれども、大体现地調査で標高と調和していると考えておりますので、全体の地下水の流れとしては、こういう流れになっているのではないかと考えております。

この資料で示しております民家のA、F、Gの地点なんですけれども、これにつきましては、施設供用時において、水質検査を実施したいと考えております。一応、年2回考えております。

次に、水質監視の監視項目についてですけれども、これにつきましては、4ページです。地下水の監視項目につきましては、御市の指導要項の維持管理基準の水質検査項目が変更されるということをお聞きしておりまして、それと共同命令に基づく6月1日から1,4-ジオキサンと塩化ビニルモノマーが追加されるということもありますので、それを考慮して、関係法令に基

づく地下水質項目を監視していきたいと思っております。また、先ほど民家のほうでも行うという形を行ったんですけども、周辺民家につきましても、周辺民家の一般生活に支障がある項目につきましても、関係機関と協議させていただきまして、調査項目を選定したいと考えております。あと、万が一、監視結果が通常値と異なったような場合、迅速に原因を調査しまして、原因となった要因の排除を実施したいと考えております。

次に、5ページの放射性物質の施設への放射性物質対策につきましては、本事業で放射性物質に汚染されている産業廃棄物の搬入は、搬入事業者が義務づけて、行わないように行いたいと思っております。

あと、資料で示しております安定型の維持管理基準、これは一番最後のページですけども、これを遵守するような形をとっていきたいと思っております。一番最後の資料ですけども、今のところは、注で、これにつきましては、敷地境界の放射性物質を測定するという形だと思うんです。

口につきましては、周辺地下水の埋立処分開始前の調査、それから埋立処分開始後の調査について規定がされていると思います。

二のところでは、浸透水の検査を1カ月に1度しなさいと、これらのことを遵守したいと考えております。

あと、現場には線量放射計を設置いたしまして、展開検査時には確実にないということもあわせて確認したいと思っております。

簡単ですが、以上です。

【立本会長】 ありがとうございます。ただいま、質問に対する回答をいただきましたけども、いかがでしょう。委員の皆さん、何かございましたらお願いいたします。

【杉田委員】 杉田ですけども、回答いただいた4ページ目で、地下水位調査結果より地表面の傾きと地下水の流向は調和しているというふうに書かれているんですが、地下水位のデータはどこかにあるんですか。

【申請者（小村氏）】 これにつきましては、生活環境評価調査書の109ページ、110ページ、111ページのあたりに載せております。

【杉田委員】 そうすると民家の井戸で水位を観測したということではなくて、処分地内で観測されたと。

【申請者（小村氏）】 そうです。周辺の民家のところは、ヒアリング等を行ったんですけども、井戸の深度とか、その情報がなかなかヒアリングできなかったものでして、ですから、

あくまでもこの表でお示ししているのは自由地下水の考えを表現しております。今回、第1帯水層というようなことを考えておりますので、自由地下水であれば、ほぼ一般的に、地表の標高の傾きに大体調和しているというのが一般的な考え方かなと思っております。

【杉田委員】 この青い矢印が、そうしますと、どういうふうにしてつけた。今日いただきました資料の後ろのほうに地下水の推定流向という資料をいただいているんですが、計画地内だけでポテンシャルという水向をはかられていて、そうしますと、周りの、計画地外の流向というのは、地形という意味ですか。

【申請者（小村氏）】 これはあくまでも標高からの傾きから推定しています。ですから、できるだけ標高がわかるように、2,500分の1の地図をあわせて、見にくいかもしれませんが、2,500分の1だと標高がはっきりわかると思いましたので、それで2,500分の1で数字が読めるように、その地形的に傾きがわかるのかなと思ったものですから。

【杉田委員】 等高線に直角に矢印を書かれたということですか。

【申請者（小村氏）】 はい、ですから等高的に、180度の流れで大体行くと思うんですけども、水向、大体ははっきりわかる場合は、上下160度で120度ぐらいの方向に行くかもしれませんが、大体、この方向だと思っております。今回、計画地からの地下水の影響がどのようになるだろうかという判断が必要と思ったものですから、計画地からの地下水につきましては、最初に示しています東側のほうが、全部標高が下がっておりますので、大体そこから沢沿いに流れていくような形をとるのではないかと考えております。

【立本会長】 今のところは、これ、実測値は1カ所もないわけですね。

【申請者（小村氏）】 計画地につきましては、実測値をとっております、計画地周辺。ただ、周辺民家につきましては、実測値ではございません、推定です。ですから、確実に計画地で標高の傾きと調和しているものですから、ほかの地点も大体調和しているのではないかと考えております。

【立本会長】 よろしゅうございますか。

【杉田委員】 でしたら、推定ということで、推定が違う可能性も考えられて、例えば、AとFとGでモニタリングをされると書いてありましたけれども、例えばEとかDのお宅にも行く可能性がないではないですよ。

【申請者（小村氏）】 これは標高から見ていただければFとかDとかEの地点とかGの地点につきましては、標高がこの沢の方向もしくは逆側に流れていく傾向があると思っております。ですから、直接こちらの地下水、計画地からの浸透水の流れの影響はほとんどないと考えてお

りますけども。

【杉田委員】 矢印がそうになってないですよ、この図ですと。Eさんのお宅に。

【申請者（小村氏）】 Eさんのお宅は、多分こっちの方向が、もしくは西側に落ちる可能性もあるかもしれませんが、ただ、そうした場合でも沢沿いに流れていく流向だと思っております。

【杉田委員】 やはりそれを確かめられたほうがいいと思います。例えば、沢向こうで水位をはかられて、向こうが高ければ、今おっしゃったようになると思いますが、地下水がつながっているかもしれないので、もしできれば、そのほうが安心かなというふうに思いました。

【申請者（小村氏）】 例えばEの地点の標高が47とか48ぐらいあると思うんですよ。その西側の沢のおりたところは30メートルぐらいまで下がるものですから、逆に建設予定地の標高が48メートルぐらいありますので、ですから、水は絶対、自由水で、例えば深度が高い分は逆に方向するようなケースも確かにあると思うんですけども、自由水の場合はそんなに、今回第1帯水層というような形を考えておりますので、それは可能性は少ないのじゃないかと考えておりますけども。

【杉田委員】 済みません、くどいようで申しわけない。そうすると、計画地からEさん方向へは流れないというお話ですか、今のお話は。

【申請者（小村氏）】 深度の深い部分については、確かに、深度がもう少し深いような第2帯水層とか第3帯水層がどのぐらいの位置かわからないんですけども、その分についてはどちらの方向に流れているのか、ちょっとそれは、逆側に流れている、一般的に流れているようなケースもあるかもしれませんが、ただ、第1帯水層については、今回、計画地からの水については、第1帯水層の水が流れていくような形を考えておりますので、その影響は少ないのじゃないかと考えられます。

【寺嶋委員】 この地帯の地形は、この詳細図を見ると、かなり変化に富むというか、現地を見るとかなり平坦な感じに見えるんですけど、かなり敷地が改変されているというか、埋め立てされたり、平らにされたりしているということをお聞きしたんです。ここの地域自体が、造山活動という大げさかもしれませんが、そういうものがなくて風雨、河川の形状とか何かで削られてこういうような地形になったとすると、現在、地下水自体がかなり深いところを、たしか走っていましたよね。そうすると、今、杉田委員のほうから話があったように、地下水自体の水脈なり何なりというのは、余り地上の地形と関係がないという言い方は極端な言い方になってしまいますけど、そういうような見方というものを考えられなくはない。そういう判断

の仕方ありませんかね。そのあたりの見解を。

【申請者（小村氏）】 ここにはお示ししていないんですけれども、千葉市さんが出されている地下水保全計画というのがございまして、その中に市全体の流向の流れが載っているんですけれども、これで標高が書いてありまして、こういう資料関係があるんですけども、それは深層の分と、あと。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 前回の資料、緑の資料5ですかね。

【三澤委員】 1つお聞きしたいんですけども、この辺の地下水の一番上というんですかね、最上位の地下水位も大体20メートル強ぐらいというのが、生活環境評価の109ページというお話でしたけど、そうすると、今日いただいた資料のA3の地図で言いますと、一番東側を流れている谷津ですよ、これは田んぼになっていますけど。いただいたものだと、中沢とかシブ田とか書いてある谷津田だと思いますけど、ここと下総台地のフラットな面との差をとると大体20メートルをちょっと超えるんですけど、そうすると、この谷津田の斜面から地下水の流出が見られるんですか。

【申請者（小村氏）】 現状では、ちょっとないですね。

【三澤委員】 ない。

【申請者（小村氏）】 はい。

【三澤委員】 ということは、もうちょっと深い。上流部は抜きにして、もうちょっと深いということですか。

【申請者（鈴木氏）】 表面には出ておりません。斜面部のところで、一応見てみましたけれども、その地点では出ておりません。

【三澤委員】 もう一つ、計画地のすぐそばに谷が入っていますが、ここではどうなんですか。標高差にするとそんなにはありませんよね、10メートルぐらいの谷だと思いますけど、ここの斜面で。

【申請者（鈴木氏）】 流出しておりません。

【三澤委員】 していない。

【申請者（鈴木氏）】 はい。

【三澤委員】 そうすると、地下水の推定方向は20メートル強からさらに深いところあたりが一番上の流れということになる。

【申請者（小村氏）】 そうですね、標高にしては最高26メートルぐらい、標高で26メートル。

【三澤委員】 そうすると、はっきり言って、よくわからないとなりますかね。

【畑中委員】 出ていないからこそ流れていくんですね、ある意味では。こちらの谷よりも高いところにあるんだけど、出ていないということは、やっぱり流れがあるんですよ。

【三澤委員】 もっと下流部で、下流部で谷に流れ込んでいるとね。

【申請者（小村氏）】 周辺民家のところは深い井戸なものですから、多分、第1帯水層の水ではないと思うんです、水位はですね。みんな60とか、結構深い井戸を掘っておいでになると思いますので、そうした場合、結局、そこへ水系、入らないと思うし、深い層ですから水位は全然違う水位。大体というんでしょうか、文献なんかを、土壤汚染対策法関係の資料関係でも、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の資料の7の2とか、土壤汚染対策法に基づく調査及び指針に対するガイドライン、それらのところにも、自由水については、大体地表の傾きと調和していますよというのが、一応文献でも書いてあるものですから、根拠としてはその辺の、例えば土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン、これは改訂版で2011年のAppendix15のところに書いてあるんですけども、「一般には自然状態における不圧地下水の流動方向は、地表面の傾きと調和的であることが多い。したがって、地形図から地表面の傾きの主方向を求め、これを地下水が流れる概ね方向とみなすことができる。」という文言もあるものですから。

【三澤委員】 計画地のすぐ東側あたりの小さな谷を見ますと、これは台地を削っている小さな谷ですので、多分、降水時の表面流出で削られる。そうすると、ちょっと言葉は悪いんですけど、いろんな物質が地下に浸透して行って地下水になるというよりも、この場合だと、多分雨が降ったときに、表面あたりにあるのが降水の表面流出でこの谷に流れ込んで、はっきり言うと、ずうっと下流部の地下水に影響を及ぼすと。話はどんどん広くなっちゃうんですけど、基本的にはそういうものを絶対に出さないという対策をまずしっかり、つまり底に何かビニールのようなものを敷いて地下水が行かないような措置をとられるんですよ。

【申請者（小村氏）】 これは管理型じゃないものですから、安定型ですから。

【三澤委員】 ない。スルスルと行っちゃう。

【申請者（小村氏）】 基本的には、化学物質の影響がないという安定5品目を埋めるというような発想ですので。

【三澤委員】 ないという前提か。地下もそうですけど、降雨の後の表面流出で当然、小さな谷からこの谷津に入って、下流域も多分、地下水を涵養すると思うんですね。そういう意味では、非常に広いので、影響……

【畑中委員】 流れてないということになる。

【三澤委員】 うん、流れてないということですよ。

【畑中委員】 流れるものがないというか。

【申請者（鈴木氏）】 そのために展開検査、それから入ってくるものの検査を徹底的にしろというのが国なりその辺のお考えだとは考えております。

【羽染委員】 今、出ましたように、安定型処分場の場合、5品目しか入れちゃいけないというふうになっていますので、その5品目をしっかり、それ以外は入らないというのを押さえないと、まず一番だめなんですね。そこは展開検査でやりましょうと言ってくれているので、全部展開検査しますと。そこはきちんと守っていただきたいと思うんですが、その後のモニタリングとして、浸透水を、一部たまった浸透水をチェックするという、内部を検査するという検査と、今、話が出ている周りの観測井を、あるいは家庭で使っている井戸もそうなんでしょうけども、そういう地下水を観測するという3つのチェックがあるわけです。その3つはきちんと定められたようにやっていただきたいということなんですが、それはやりますということなんですけど、観測井をどこに設置するかというのは非常に大事なところなので、先ほどから出ている流向とかその辺はきちんと押さえていただきたいというのが1点あります。

それともう一つ、私がちょっとお聞きしたいのは、3ページの電気伝導率に、25年2月23日に高くなった原因が、カルシウムイオン等の影響によるというふうに推定されているんですけど、これをきちんと、例えばカルシウム、マグネシウムとか、そういう陽イオン、それから塩素とか、硫酸とか、そういう陰イオン、きちんとイオンを分析されていますでしょうかというのが質問なんです。

【申請者（小村氏）】 現状は、しておりません。

【羽染委員】 していない。

【申請者（小村氏）】 はい。

【羽染委員】 そうすると、やっぱりこういう推定値が正しいのかどうかというのもありますし、これから埋め立てた場合に、電気伝導率が高くなったと。それは何によるものなのかというのを調べる場合には、やはり埋め立てる前に、影響のないところの地下水が、どういうイオン形態をしているのかというのをきちんと押さえておかないと、後から地下水をはかって変化が起こった場合に、何が原因かというのは、なかなかトレースできないので、できるだけ早い時期に、イオンバランスというんですか、それをきちんと押さえておかれたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

【三澤委員】 一応、硬度では押さえてあるわけですね。カルシウム、マグネシウムは。

【申請者（小村氏）】 先生、ご指摘のとおり、陰イオン、陽イオン、他のイオンもあると思いますので、おっしゃるとおりです。

【立本会長】 2ページのところも、言葉としてはちょっと曖昧ですね、硬度のところはね。

【羽染委員】 たまたま硬度が上がって、電気伝導率のところが上がっているでこういう推定をされたんだと思いますけど、ちょっと正確に解析するためには、もう少し精密にイオン分析をされたほうがいいんじゃないかなという気がします。

【立本会長】 それは、今後のモニタリングのためにも、やはりできる限り早い時期に、マスバランスといえますか、そういったイオンバランスを調べておいてもらうということはできませんかね。

【申請者（鈴木氏）】 それは当然、仕事する前に実施するつもりでおります。

【立本会長】 どうでしょう。ここのところはイオンバランスを、今後早い時期に調べてもらうということではいかがですか。

【申請者（鈴木氏）】 それが私どもの一番やっぱり身の保全にもなりますので、とにかく現況は大至急確認いたしますので。

【立本会長】 先ほどの5品目のチェック、浸透水だとか地下水、それは当然のこととして、それプラス今のことをやっていただく、調査していただくということによろしゅうございますかね。

【羽染委員】 了解しました。

【立本会長】 そのほか、最後のところで放射能の話がございまして、放射能を含んだものは持ち込まないというような話がございまして。これはあらかじめどこかでチェックをされて、ないということを確認した上で持ち込むということなんですか。

【申請者（小村氏）】 はい。溶出試験をしまして、それをはかって、中間処理業者のほうでやっていただくんですけども、その溶出試験をしていただいて、放射性汚染物質が検出されていないというのを確認したものをいただいた上で搬入するような形を考えております。

【立本会長】 放射能がないという、そのないという限界はどこなんですか。

【申請者（小村氏）】 これにつきましては、汚染状況調査ガイドラインというのがあります、ここの溶出量というところで、これにつきましては、日本工業規格K0058-1、先ほど申しました環告、告示の169号、170号に書いてある方法で、検液をやって、セシウム134、セシウム137が検出されないことになっておりますけれども、その検出下限としましては10から20ベクレル／リットルという表現がされております。

【立本会長】 千葉市としてはどうしているんですかね、こういう状態は。放射性物質は、完全に、今のような状態で持ち込んではいけないというようにしているんですかね。市の指導方針というか何かはあるんですか。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 基本的には、法律以上のことは求めてはおりません。なので、幾つ以下のものじゃなきゃ入れちゃだめだよというのはいないんですが、基本的に高いものは、その後どうなるかということが影響してまいりますので、埋立処分場には入れないでくれとか、中間処理施設には、その後の形態を考えて、焼却すれば20倍とか30倍になってしまいますので、そういったものをどういうふうにか考えるかとか、固化とかいう話であれば、そのまま出ていっちゃいますので、製品として使えるものじゃなきゃだめだよという話はしております。ただ、幾つ以下じゃなきゃだめだよというのはありません。

【羽染委員】 関係して、5ページが一番下に、「なお念の為、現場に線量計を常備し展開検査の折、確認致します。」という文言があるんですけど、ここで言う線量計というのは、線量計にもいろんな線量計があるんですけども、空間をはかる線量計なのか、表面をはかる線量計なのか、その辺は。

【申請者（小村氏）】 一応、空間が年間1ミリベクレル、時間で0.23マイクロシーベルト、その程度のものをはかれるものを考えております。

【羽染委員】 はかる場合には、空間線量計でいいと思うんですが、どの廃棄物から高い線量が出ているのかというのをチェックするには、表面線量計じゃないと特定できないと思いますので、できれば2種類ではかってもらったほうが、それよりも表面線量計のほうではかってもらったほうが、どの廃棄物というのがわかるのではないかなと思うんですけど。

【申請者（小村氏）】 わかりました。そちらも用意します。

【立本会長】 それでは、表面線量計を主として、もし、空間を最初やるならば、表面であわせて測定をしてもらおうということですね。

【羽染委員】 そうですね。2つ検査してもらえば問題はないと思います。

【立本会長】 そのほかございませんでしょうか。

【畑中委員】 以前の石膏ボードはどの程度入っているかはわからないわけですね、前の。あとどのくらい高濃度が続きそうかとか、その辺は。

【申請者（鈴木氏）】 事実は入っていたようですけども、その量の全体については、今、計算していません。ただ、平成18年から禁止ですよ。それ以降はもちろん一切入れていませんので。

【立本会長】 よろしゅうございますか。

ないようですので、もし何かあれば、後から質問等に答えていただくということにいたしますけれども、とりあえずここで一応、問題、意見については、こういうことで了解をしたということにさせていただきます。よろしゅうございますね。ありがとうございます。

(2) 産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可に対する答申について

【立本会長】 それでは、議題の2つ目でございますけれども、2つ目は、今、審査しております産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可に対する答申についてでございますけれども、一度に答申をすぐつくるのはなかなか大変なので、とりあえず案をつくらうかといいますか、ここでその案を見ていただいて、その案でよろしいかどうかというようなことで決めさせていただきたいと思います。もし、ここで案が決まれば、後日、5月中ごろ以降に、私が答申書を、市長か局長か、よくわかりませんが、そういう段取りにならうかなと思います。それまでに、問題点等があれば、事務局に知らせていただいて、どのように取り扱いをするかというのは、会長、副会長、事務局でまとめさせていただくというようなことで了承していただければありがたいなと思います。よろしゅうございますか。

それでは、案でございますけれども、お手元に今、配付されました案につきまして、答申案なんですけれども、事務局で、読んで説明してください。

【大塚産業廃棄物指導課長】 では、今、お配りいたしました答申別紙（案）について、読まさせていただきます。答申別紙（案）、株式会社ティーワン産業廃棄物最終処分場（安定型）の変更許可申請について、留意すべき事項については下記のとおりですということで6点ございます。

まず、1点目です。安定型最終処分場であることを考慮し、中間処理施設での徹底した分別処理を含めた廃棄物の適正な受入れ及び埋立管理を行うとともに、適正処理の徹底を図るため関係作業者に十分な教育を実施して下さい。

2、地下水等周辺の環境保全について万全を期するとともに、維持管理計画に基づき、地下水観測井、浸透水採取設備等からの水質についてモニタリング等の維持管理を徹底して下さい。

3、維持管理計画に基づく調査結果については、周辺住民に情報開示するなど地域住民との相互関係を良好に保つための努力を積極的に実施して下さい。

4、騒音、振動、悪臭等の環境への配慮は施設の稼働時のみではなく、設置工事に伴う環境

負荷についても、可能な限り回避し低減して下さい。

5、隣接する中間処理場の残存堆積廃棄物について、計画地に存在する廃棄物の性状分析を実施するとともに、適正に処理を実施して下さい。また、処分場の維持管理に支障がないよう注意して下さい。

6、放射性物質に汚染された廃棄物が搬入されることのないよう配慮して下さい。

以上でございます。

【立本会長】 ありがとうございます。以上の6点を、答申内容として示したいと思っ
ているんですけども、皆さん、いかがでしょうか。

【寺嶋委員】 1番なんですけど、これは安定型最終処分場であることを考慮し、中間処理施設での徹底した分別処理を含めた廃棄物の適正な受入れについては、全量展開検査を実施するとともに、適正な埋立管理を行い云々というような形で、やっぱり「全量展開検査を」ということは、はっきり入れていただいたほうがいいと思うんですよね。

【立本会長】 そうですね。先ほど5品目を完全にやるという話があって、それは全量展開をするということで、その文章はちょっと。

【寺嶋委員】 もう了解はいただいていたので、事業者の方々から。

【立本会長】 そうですね、文言をちょっと変えていただくということでよろしゅうござい
すか。

【大塚産業廃棄物指導課長】 はい、わかりました。

【立本会長】 そのほかは。

文言を直した後、もう一度見せていただくことにしたいと思いますので。

【大塚産業廃棄物指導課長】 はい。

【立本会長】 何かお気づきの点はございませんでしょうか。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 先ほど委員の先生からお話がありました埋め立て前の観測井、イオンバランスの関係とか、それから、先ほど羽染先生からお話のございました線量計の空間線量計と表面線量計については、記載はいかがいたしましょうか。

【立本会長】 それはいいんじゃないですかね。

【羽染委員】 その辺は細かいことですので、事務局のほうで指導していただければよろしいんじゃないかと思えます。

【立本会長】 さっきの線量計等の話は、ここの委員会の場で約束をしてもらったということで、あえて答申の中に入れなくてもよろしいのではと思っていますけれども。

【羽染委員】 よろしいと思います。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 わかりました。ありがとうございます。

【三澤委員】 5番なんですけど、事業者さんがやってくださるとおっしゃっているのだけれども、これは何か、今回やられる方の義務というか、残存の、前の方がやられたものの処理ですよ。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 ただ、計画地に引っかかっている部分だけはやってくださいということで、それ以外については先生からの答申には難しいかなとは思っております。

【三澤委員】 ちょっと気の毒かなというか、やってくださるとおっしゃっているので、別にあれなんですけれども、これは何か。

【立本会長】 全てじゃなくて、一部計画地の中にあるものがあって。

【羽染委員】 計画地に係るなんですね。

【立本会長】 係る。ここのところでもしあれになれば、「存在する」を「係る」とか、文言をちょっと変えるかどうかという。でも、今、実施していただけるということを約束をさせていただいておるので、このままでもいいのかなと思ったりしますけども。いかがでしょう。分けますか。このままで行きますか。では、このままで行きましょう。

そのほか。ないようですと、もう一度、事務局のほうで、寺嶋委員の指摘された文言のことですけれども、整理できましたか。もう一度、整理したものを読んでもらって、それであれしよかなと思います。

【大塚産業廃棄物指導課長】 では、読まさせていただきます。「安定型最終処分場であることを考慮し、中間処理施設での徹底した分別処理を含めた廃棄物の適正な受入れについては、全量展開検査を実施するとともに、適正な埋立管理を行い、適正処理の徹底を図るため関係業者に十分な教育を実施してください。」直したところは、「廃棄物の適正な受入れについては、全量展開検査を実施するとともに、適正な埋立管理を行い、適正処理の徹底を図るため」というところでございます。

【立本会長】 いかがですか。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 見ないとわからないですよ、なかなかね。どうしましょうか。

【畑中委員】 「は」を入れちゃうと、その後ろは何か区切りにくいのかな。適正な埋立管理に引っかかってくるような感じもして。埋立について……

【立本会長】 それでは、肝心の「全量展開検査」という言葉を入れていただければ、あとの

文言につきましては、後で訂正をさせていただいて、それを皆さんに諮ったものについて答申させていただくということではいかがでしょうか。では、そうさせていただきます。文言については、今の「全量展開検査」という言葉が必ず入っているということが条件でよろしゅうございますか。では、そういうことで、文言については、後ほど事務局と検討させてもらって、各委員に連絡をさせていただくということ。では、事務局、そういう方向で。

【大塚産業廃棄物指導課長】 はい、わかりました。

(3) その他

【立本会長】 以上で、用意いたしました議題の1、2は終わったんですけど、3のその他というのがございます。事務局、何かございますか。

【司会】 特にございません。

【立本会長】 この資料の回答のところ、5の2ページの意見の最後のところ、原因調書ですかね、調査じゃないですか。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 そうでございます。済みません。

【立本会長】 原因調書じゃなくて、調査を行うのかという質問だと思いますけど。

【塚原産業廃棄物指導課長補佐】 失礼しました。ご指摘のとおりです。

【立本会長】 それでは、今、意見をいただき、答申（案）を作成ということにさせていただきます。それで、その（案）を事務局と整理いたしまして、もし答申（案）についての意見があったときに、いつまでに意見をいただきますか。

【大塚産業廃棄物指導課長】 できましたら10日の金曜日ぐらいまでにいただきたいんですけども。

【立本会長】 では、10日の金曜日までに、何かご意見がございましたら、お願いいたします。それ以後に、私と事務局と副委員長も含めて、文言等が正式に直っているかどうか等を確認かめて、それを5月の20日以降に答申書として、市のほうに提出したいと思います。それでよろしゅうございますか。では、そういうことで、これで今日の議題、全て終わりということで、あとは事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

【司会】 委員の皆様、長時間にわたりご審議、まことにありがとうございました。

以上で、平成25年度第1回千葉市廃棄物処理施設設置等審議会を終了させていただきます。本日の議事録は公開する予定ですので、後日、議事録（案）を送付させていただき、委員の皆様の確認をお願いいたします。

また、先ほど立本会長からもご説明があったように、立本会長と事務局にて答申案の作成を行い、各委員の皆様には照会させていただきたいと存じます。本日は大変ご苦労さまでした。

以上